

Studio SD.S 会員規約

第1条（定義）

本規約において使用する各用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「会員」とは、当スタジオが定める所定の手続を完了し、当スタジオの承認を得て、施設の利用及びサービスの提供を受けることができる個人をいいます。
- (2) 「保護者」とは、未成年の会員に対する民法上の親権者または法定代理人として、当該会員の行為に関する責任を連帯して負う者をいいます。
- (3) 「施設」とは、当スタジオが運営・管理する建物、教室、待合室、更衣室、備品、設備及び付帯物一切を含む施設全般をいいます。
- (4) 「サービス」とは、当スタジオが提供するダンスレッスン、発表会、イベント、オンラインコンテンツその他これらに付随する一切の業務をいいます。
- (5) 「契約」とは、会員が本規約に同意し、当スタジオによる承認を得た上で成立する、本規約に基づくサービス利用に関する法的拘束力のある契約関係をいいます。

第2条（名称および所在地）

- (1) 本スタジオの名称は「Studio SD.S」（以下「当スタジオ」という）とし、以下の所在地に主たる事業所を有します。 東京都墨田区東向島四丁目二十番十七号
- (2) 当スタジオは、株式会社 SD.S（以下「当社」という）が管理・運営するものであり、当社が本規約に基づく契約上の責任主体となります。
- (3) 当スタジオに関する問い合わせ、連絡等は、下記の連絡先において受け付けます。
電話番号：03-3617-6310
メールアドレス：sds@studio-sds.com
- (4) スタジオの営業日時は、別途掲示するレッスンスケジュールに準拠し、原則として日曜日及び年末年始は休業日とします。

第3条（本規約の適用および契約の成立）

- (1) 本規約は、会員と当社との間における当スタジオの利用およびサービス提供に関する一切の關係に適用され、両当事者を法的に拘束するものとします。
- (2) 会員は、本規約に同意したうえで、所定の入会申込書を提出し、当社がこれを承認し、併せて入会金、事務手数料および所定の月謝を納入した時点で、当スタジオとの間に本契約が成立するものとします。
- (3) 本契約は、当スタジオによるサービス提供に関する準委任契約の性質を有するものであり、当スタジオが提供するレッスンの内容・形式等は、当社の裁量により決定されるものとします。

第4条（サービスの内容）

- 1 当スタジオは、会員に対し、次に掲げる各種サービス（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。
 - (1) Jazz、HIPHOP、Girls POP、Freestyle、テーマパーク、K-POP、チアダンス、体操、バク転、アクロバット、バレエ、Jazz HIPHOP、BREAKIN'等、各ジャンルに応じたダンスレッスンの提供
 - (2) スタジオ内でのパフォーマンス向上を目的とする個別指導、イベント指導、発表会リハーサル等
 - (3) 2年に1回の発表会および各種外部イベントへの参加機会の提供（任意参加を含む）
 - (4) オンラインを利用した動画講座、補講配信などのデジタルコンテンツの提供
 - (5) その他、当スタジオが適宜定める付帯業務
- 2 本サービスの具体的な内容、日程、担当講師、時間帯、提供方法（対面・オンライン等）については、別途スタジオ内掲示、電子メール、ホームページ等により通知されるものとします。
- 3 当スタジオは、講師の都合、施設管理、社会情勢（天災・感染症等）その他やむを得ない事情により、本サービスの全部または一部を予告なく変更、中止、延期することがあります。これにより会員に不利益が生じた場合であっても、当スタジオは原則としてその責任を負わないものとします。
- 4 本サービスの運営、内容、構成、方法等に関する一切の決定権限は、当社に帰属するものとし、会員はこれを異議なく承諾するものとします。

第5条（入会手続）

- 1 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は、本規約の全条項に同意したうえで、当社が指定する公式サイトを通じて入会手続を行い、所定の申込情報および必要書類を提出し、当社の承認を受けるものとします。
- 2 申込者は、入会に際し、入会金、事務手数料および当スタジオが定める月謝 2 ヶ月分を、以下のいずれかの方法により納入しなければなりません。
 - (1) クレジットカード決済を選択した場合は、オンライン手続の完了をもって、入会手続が完了したものとみなします。
 - (2) 口座振替を選択した場合は、スタジオ受付にて現金または当スタジオが指定するキャッシュレス決済手段（QRコード決済等）により、入会金、事務手数料および月謝 2 ヶ月分を支払うこととします。
- 3 当社が申込内容を審査し、所定の費用の受領を確認したうえでこれを承認した時点をもって、申込者と当社との間に本契約が成立するものとします。
- 4 申込者が未成年者である場合は、申込に際し、その法定代理人（親権者を含む）の書面による同意を要します。この場合、当該法定代理人は本契約の内容に同意し、未成年者

が本契約に基づく義務を履行しないときは、これを連帯して履行する責任を負うもの
とします。

第6条（会員資格の制限）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入会申込を承認せず、または既に承認された会員資格を取消することができるものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力に該当し、またはその構成員若しくは関係者と判明した者
 - (2) 医師等の専門家により運動を禁じられている者
 - (3) 入会申込時に虚偽の内容を申告した者
 - (4) 過去に当スタジオの施設利用において規約違反行為を行ったことがある者
 - (5) 当スタジオの秩序または他の会員の安全を著しく害すると当社が合理的に判断した者
- 2 前項の各号に該当する事由が、契約締結後または会員登録後に判明した場合、当社は何らの催告を要することなく、当該会員との契約を解除することができるものとします。
- 3 本条に基づく入会拒否、会員資格の取消または契約解除について、当社はその理由の如何を問わず、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第7条（利用料金および支払方法）

- 1 会員は、当スタジオの利用に際し、以下の各種費用を支払うものとします。
 - (1) 入会金：5,500 円（税込）※兄弟姉妹割引あり
 - (2) 事務手数料：1,100 円（税込）
 - (3) 月謝：選択コースに応じた金額（別表に記載）
 - (4) 休会費：1,100 円（税込）／月（該当者のみ）
 - (5) その他：イベント参加費、衣装代等、別途通知のうえ発生する費用
- 2 支払方法は、会員が申込時に選択した以下のいずれかとします。
 - (1) クレジットカード決済：毎月 20 日決済（カード会社により異なる場合あり）
 - (2) 口座振替（引落）：毎月 26 日引落し。ただし、休日にあたる場合は翌営業日とします。※初回の振替開始は、入会手続完了日の翌々月からとします。
- 3 一度納入された入会金、月謝、事務手数料、その他の費用は、会員の都合、病欠、退会、休講等の理由の如何を問わず、いかなる場合も返金されないものとします。
- 4 会員が指定期日までに所定の料金を支払わない場合、当スタジオはレッスンの受講を停止し、当該会員に対して通知のうえ契約の解除または除籍処分を行うことができるものとします。この場合、未納分の債務は全額請求いたします。

第8条（コースおよびレッスン）

- 1 会員は、当スタジオが定める月謝制コースのうち、希望するものを選択することができます。コースには、月 2 回・4 回・8 回の回数制コース、受け放題（月間）コースが含まれ、料金および内容は当スタジオが別途定める表に準じます。
- 2 コースは、会員の年齢、技術レベル、講師の推薦等に基づき、当スタジオの裁量により受講可能範囲を制限される場合があります。
- 3 会員が現在のコースを他のコースに変更する場合は、変更希望月の前月 9 日までに、当スタジオが指定する方法により申請を行い、当スタジオの承認を得る必要があります。コース変更に伴う料金差額が生じた場合は、差額を所定の方法で精算するものとしします。
- 4 当スタジオは、運営上の都合その他やむを得ない理由により、レッスンの担当講師、内容、日時、回数、方法（対面・オンライン等）を変更することがあります。この場合、変更は事前に掲示または電子的手段により通知するものとし、当スタジオはこれにより生じた会員の損害について責任を負わないものとします。

第 9 条（休会・退会・再入会）

- 1 会員が、自己の都合により一時的にサービスの提供を中断（以下「休会」といいます）、もしくは契約の終了（以下「退会」といいます）を希望する場合は、毎月 9 日までに、当スタジオが定める所定の届出書式を用いて、書面により当スタジオ受付窓口にて手続きを行うものとしします。
- 2 休会の届出が認められた場合、休会期間中も会員資格は維持されますが、レッスンの受講権利は停止されます。休会期間に対しては、月額 1,100 円（税込）の休会費を支払うものとしします。なお、受験を理由とする休会（以下「受験休会」）については、最長 1 年間を上限として、月額費用は無料としします。
- 3 退会を希望する場合も、同様に所定の様式により、毎月 9 日までに申請を行い、当スタジオの確認を経たうえで退会手続きを完了するものとしします。申請のないままサービスの利用を停止した場合であっても、会員資格は継続しているものとみなし、月謝の支払義務を免れることはできません。
- 4 過去に退会した会員が再度入会を希望する場合、退会から 3 年以内であれば再入会として扱い、再入会費 2,750 円（税込）および事務手数料等を支払うことで入会手続きを行うことができます。ただし、過去に規約違反や滞納がある場合は、当社の裁量により再入会を拒否することがあります。
- 5 受験休会からの復帰については、原則として最終在籍日から 1 年以内であれば、再入会費・手数料は免除されます。1 年以上が経過した場合は通常の再入会手続きが必要です。

第 10 条（発表会およびイベント）

- 1 当スタジオは、会員の学習成果の発表およびモチベーション向上を目的として、2年に1回を原則としてスタジオ主催の発表会を開催します。発表会への参加は、特別な理由（疾病・災害等）を除き、在籍中の全会員を対象とした原則参加制とし、当スタジオが指定するクラス単位での出演を前提とします。
- 2 発表会への参加に際しては、別途所定の参加費（例：40,000円～）、衣装代その他関連費用が必要となります。これらの費用は、原則としてクレジット決済または口座振替により納入するものとします。ただし、参加申込み後のキャンセルについては、申込月の翌月末までの申し出があった場合には全額返金、翌々月末までの申し出については参加費の50%を返金いたします。それ以降のキャンセルについては、いかなる理由でも返金はいたしません。
- 3 その他、地域イベント、外部ステージ、ワークショップ等（以下「外部イベント」）への参加は任意としますが、参加を希望する場合には、当スタジオが定める申込手続および費用負担に従うものとします。外部イベントの開催概要、参加要件、参加費等は、都度、当スタジオより書面または電子手段にて告知されます。
- 4 会員が発表会または外部イベントに参加しないことにより、通常レッスン内容に一部変更・除外が発生することがあります。この場合、当スタジオは特段の補償を行いません。
- 5 発表会・外部イベントの開催・中止・延期に関する決定権限は当スタジオにあり、会員はこれに異議なく従うものとします。

第11条（禁止事項）

- 1 会員は、当スタジオの円滑な運営、安全な環境の維持および他の会員・講師・関係者等の権利を尊重する観点から、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当スタジオの講師、職員、他の会員または第三者に対する誹謗中傷、威嚇、脅迫、ハラスメントその他の迷惑行為
 - (2) スタジオ施設内外における備品、設備等の破損、汚損、持出し、窃盗等の行為
 - (3) レッスンの進行を著しく妨害する行為、騒音、無断撮影、録音および録画行為
 - (4) スタジオ内における政治的、宗教的、営利的勧誘または販売活動
 - (5) SNS その他のメディアにおいて、当スタジオ、講師、他会員に関する虚偽または名誉を毀損する内容を投稿・拡散する行為
 - (6) 公序良俗または社会通念に反する一切の行為
 - (7) 当スタジオの承認なく、商業目的での施設・レッスンの撮影、情報使用、または他者への提供行為
- 2 上記に違反する行為が認められた場合、当スタジオは、当該会員に対し警告、契約の即時解除（除籍）、損害賠償の請求、または警察等関係機関への通報を行うことができる

ものとしします。

第 12 条（会員資格の停止および除籍）

- 1 当スタジオは、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、当該会員に対し、一定期間の会員資格の停止、または除籍（本契約の解除）を行うことができるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 他の会員、講師または当スタジオの運営に対し、著しい迷惑を及ぼす行為を継続的または重大に行った場合
 - (3) 月謝その他の支払義務を 3 ヶ月以上滞納した場合
 - (4) 入会申込時に虚偽の申告を行ったことが判明した場合
 - (5) 当スタジオの品位・秩序・信用を著しく損なう行為を行った場合
 - (6) その他、当スタジオが本契約の継続が困難であると合理的に判断した場合
- 2 前項の措置が講じられた場合、当スタジオはその理由および処分の内容を、書面または電子的手段により会員に通知するものとします。
- 3 除籍となった会員は、当スタジオに対して未納の会費その他の債務がある場合、これを直ちに全額支払うものとし、また当スタジオは、当該行為により生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
- 4 除籍処分を受けた者の再入会については、当スタジオの裁量により拒否されることがあります。

第 13 条（著作権および知的財産権）

- 1 当スタジオが提供するすべての教材、カリキュラム、映像、画像、音声、録画録音データ、印刷物、電子配信コンテンツその他一切の成果物（以下「当該コンテンツ」といいます）に関する著作権、商標権、意匠権、ノウハウその他の知的財産権は、当スタジオまたは当該権利を有する第三者に帰属します。
- 2 会員は、当該コンテンツについて、当スタジオの書面による事前の承諾を得ることなく、これを複製、転用、転載、公開、送信、翻案、編集、配布、二次利用、第三者への開示等一切してはならないものとします。
- 3 前項の禁止行為に違反した場合、当スタジオは、当該会員に対し契約の解除、除籍処分その他の措置を講じることができ、また著作権法に基づく法的請求（損害賠償請求、差止請求等）を行う権利を有します。
- 4 当スタジオが事前に明示的に許諾した場合に限り、個人の非営利的・私的使用の範囲内での当該コンテンツの利用を認めることがあります。この場合であっても、著作権法の定める範囲を超える利用を行ってはなりません。

第 14 条 (SNS 投稿・映像使用および肖像権の取扱い)

- 1 当スタジオは、スタジオの活動報告、広報、募集活動等を目的として、レッスン風景、発表会、本番映像、集合写真等を、SNS (Instagram、X (旧 Twitter)、Facebook 等)、当社ホームページ、パンフレット、その他当スタジオが指定する媒体に掲載・配信することがあります。
- 2 前項に定める映像、画像、音声等に、会員または保護者、未成年会員の肖像、氏名、声等が含まれる場合、会員 (未成年の場合は保護者) は、当スタジオに対し、肖像権およびパブリシティ権に関する利用について、無償で、かつ非独占的な使用を許諾するものとします。
- 3 会員 (または保護者) が、当スタジオによる映像・写真等の利用に支障がある場合には、入会時または撮影前に、当スタジオが定める所定の方法により、書面または電子的手段を通じて不許可の意思表示を行うものとします。申出がない限り、同意があったものとみなします。
- 4 会員が当スタジオでの活動において撮影した映像・画像等を、インターネット上 (SNS を含む) で公開する場合は、事前に当スタジオの承諾を得る必要があります。無断公開が認められた場合、当スタジオは該当投稿の削除要請、契約解除、その他法的措置を取ることができるものとします。

第 15 条 (施設の利用制限および一時閉鎖)

- 1 当スタジオは、以下の各号に定める事由が発生した場合、会員に対する事前の通知の有無を問わず、当スタジオの施設の全部または一部の利用制限または一時閉鎖を行うことができるものとします。
 - (1) 地震、台風、水害、火災等の天災地変
 - (2) 感染症の流行、疫病の蔓延に伴う行政の要請・指導
 - (3) 講師・スタッフの急病、事故、その他やむを得ない不測の事態
 - (4) 建物の点検・補修・改修・法令による制限
 - (5) 電気・水道・通信等のインフラ障害
 - (6) その他、当スタジオが安全な運営上必要と判断した場合
- 2 前項に基づき施設の利用制限・閉鎖が行われた場合、当スタジオはその理由および期間等を、会員に対して当スタジオ内掲示、公式 Web サイト、メールまたは SNS 等を通じて速やかに通知します。
- 3 前項の措置に起因して、会員が本サービスを利用できない期間が生じた場合であっても、当スタジオは原則としてその間の月謝、会費等の返金または補講その他の補償を行わないものとします。ただし、当スタジオの判断により一部補講を実施することがあります。

第 16 条（損害賠償）

- 1 会員が、故意または過失により当スタジオの施設、設備、備品、講師、職員、他の会員または第三者に損害を与えた場合、当スタジオは、当該会員に対して、民法その他関連法令に基づき損害賠償請求を行うことができるものとします。
- 2 前項の損害賠償責任には、修復・復旧に要する直接費用のほか、当スタジオが被った営業上の損害、信用の毀損に伴う損害等、相当因果関係のある一切の損害を含みます。ただし、逸失利益および間接損害は賠償の範囲に含まれないものとします。
- 3 当スタジオは、天災地変、感染症流行、交通機関の乱れ等の不可抗力、または当スタジオに重過失がない限り、会員が被った損害について一切の責任を負いません。また、サービス提供の中断・停止に伴い発生する精神的損害、逸失利益、その他の特別損害についても同様とします。
- 4 本条に基づき当スタジオが会員に対して損害賠償を請求する場合、当スタジオは、相当な範囲および金額を限度として、会員に対し誠実にその内容を通知するものとします。

第 17 条（本規約の変更）

- 1 当スタジオは、社会情勢の変化、法令の改正、運営方針の変更、サービス内容の改定等、当スタジオが合理的に必要と判断する場合には、会員への事前の通知のうえ、本規約の全部または一部を変更することができるものとします。
- 2 本規約の変更内容は、当スタジオ内の掲示、当社公式 Web サイトへの掲載、電子メール、SNS 等の方法により、会員に対して速やかに通知または周知されるものとし、当該通知において特段の効力発生日が定められていない限り、通知日をもって効力を生じるものとします。
- 3 会員は、本規約の変更後も当スタジオの施設を利用し、またはサービスの提供を受けた場合、当該変更内容に同意したものとみなされます。変更に同意できない場合、会員は所定の手続に従い、本契約を解約（退会）することができます。
- 4 なお、当スタジオは、本条に基づく本規約の変更により、会員に不利益または損害が生じた場合であっても、当スタジオに故意または重大な過失がない限り、その責任を負いません。

第 18 条（サービスの終了および事業の譲渡）

- 1 当スタジオは、事業運営上の理由により、やむを得ず本サービスの全部または一部を終了または中止する場合があります。この場合、当スタジオは、原則としてサービス終了の 30 日前までに、会員に対し、Web サイト、メール、スタジオ内掲示その他適切な手段により通知を行います。
- 2 前項に基づきサービスが終了する場合、当スタジオは、サービス未提供期間に相当する料金がある場合には、合理的方法により返還を行うものとします。ただし、返還の方

法、時期等は、別途当スタジオの定めによります。

- 3 当スタジオは、当社の事業の全部または一部を、第三者に譲渡、合併、会社分割、営業譲渡その他の形態で承継させることができるものとし、会員はこれにあらかじめ同意するものとします。
- 4 前項の場合、当スタジオは、承継予定者の名称、承継時期、承継内容等を、Web サイトその他の方法により会員に通知します。会員が当該承継に同意しない場合には、当該効力発生日までに所定の手続により退会を申し出ることができます。
- 5 本条に基づくサービス終了または事業譲渡に関して、当スタジオに故意または重大な過失がない限り、当スタジオは、会員に対して何らの損害賠償責任を負わないものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

- 1 会員（法人である場合にはその代表者、役員、従業員、実質的支配者等を含みます）は、次に掲げるいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）
 - (2) 反社会的勢力に資金提供その他の便宜を供与し、またはその運営に関与する関係を有する者
 - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 当スタジオは、会員が前項に違反していることが判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、直ちに当該会員との契約を解除し、除籍処分とすることができるものとします。
- 3 前項の解除により、当スタジオまたは第三者に損害が生じた場合、当スタジオは当該会員に対し損害賠償を請求することができ、また、当スタジオは当該会員に対して一切の責任を負わないものとします。
- 4 会員は、本条に基づく当スタジオの判断または措置に対し、異議を申し立てないことに同意するものとします。

第 20 条（個人情報の取扱い）

- 1 当スタジオは、会員から取得する氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、決済情報等の個人情報（以下「個人情報」といいます）について、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）その他関連法令に従い、適切に収集、利用、管理いたします。
- 2 当スタジオは、個人情報を以下の目的の範囲内で利用するものとし、目的外利用は行いません。

- (1) 会員管理（入会・退会・休会・復帰等の処理）
 - (2) サービスに関する案内・連絡・通知
 - (3) 月謝・費用等の決済処理
 - (4) レッスン運営上の情報把握・改善
 - (5) 発表会・イベント等の参加管理・連絡
 - (6) 緊急時の安全管理・対応連絡
- 3 当スタジオは、会員の個人情報を第三者に提供または開示することはありません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
- (1) 本人の事前の同意を得た場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (4) 業務委託先に必要な範囲で提供する場合（例：決済代行会社）
- 4 個人情報の取扱いに関する責任者および問合せ窓口は以下のとおりとします。
- 責任者：株式会社 SD.S 代表取締役
- 所在地：東京都墨田区東向島 4-20-17
- 電話：03-3617-6310／メール：sds@studio-sds.com

第 21 条（準拠法および管轄裁判所）

- 1 本規約ならびに当スタジオと会員との間に締結される本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、すべて日本国の法令に準拠し、これに従って解釈されるものとします。
- 2 本契約に関し、当スタジオと会員との間で紛争が生じた場合、まずは誠意をもって協議し、円満な解決を図るよう努めるものとします。
- 3 上記協議によっても解決が得られない場合には、訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、当スタジオの本店所在地を管轄する東京地方裁判所とします。

Studio SD.S は、すべての人が安心して学べる環境と、法的にも信頼される運営を提供してまいります。